

年度の途中で国保を脱退・転出される方への 国民健康保険税のお知らせ

社会保険の加入や他市町村への転出などにより国民健康保険の脱退手続き（資格喪失届出）をした場合、保険税を月割で再計算し、原則、届出の翌月中旬に国民健康保険税更正通知書が税務課より届きます。

◎脱退された方に係る保険税分は月割りで再計算します

月末時点で資格のある保険の保険料・税がかかります。

(例)・8月20日社保加入 → 国保税は7月分まで
・8月20日A市へ転出 → 臼杵市：7月分まで・A市：8月分から



◎脱退の届出後も残りの税額の納付を要する場合があります

臼杵市では国民健康保険税の年間保険税額（4月～翌3月分）を7月に決定し、8期（普通徴収：7月末～翌2月末）若しくは6回（特別徴収）に分けて納付いただいています。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収の納期 →			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

その月の分をその月に納めるという仕組みのものではありません。

社会保険の制度や転出先の運用によって、同じタイミングで双方の保険料・税のお支払いが生じることが想定されます。また、年金からの特別徴収はすぐに停止することができないため脱退後も特別徴収される場合があります。ご了承ください。

◎更正通知書が届くまでは引き続きお手元の納付書で納期限どおりに納付ください

再計算の結果、さらに納付いただくべき税額がある場合には新しい納付書を更正通知書に同封します。

過納の場合は、還付となります。（還付に関する通知は別途送付します）

詳しい内容につきましては、税務課までお問い合わせください。